

平成 22 年 3 月 10 日

内閣府特命担当大臣  
福島 瑞穂 様

### 消費者基本計画素案に関する要請

社団法人 日本消費生活アドバイザー・  
コンサルタント協会  
(NACS)  
会長 山本 和彦

このたび消費者庁において実施した「新たな消費者基本計画素案に対する意見募集」に対し、全国 75 消費者団体から多くの意見が寄せられたと聞いております。新たに発足した消費者庁に対する国民の期待の現れであると思料します。

総論部分は、消費者庁の夢やビジョンが明確に示されていない等表現上での工夫はさらに必要であると考えますが、「消費者の権利の尊重と自立支援」をベースに、“消費者庁は「パラダイムの変換」を行う真の拠点”と宣言している点、そして、必要事項はほぼ盛り込まれている点で評価いたします。

一方、各論部分（具体的施策）は各省庁から出された施策を羅列しただけとの印象を受けます。『消費者基本計画』は政府全体の消費者行政の最も重要な具体的アクションプランであることを考えると、具体的施策部分については、素案水準のまま閣議決定されるような事態になれば、消費者行政の司令塔であるべき消費者庁は、今後各省庁からそれなりの対応しか期待されず、また、国民・消費者団体からの期待と信頼を失いかねません。このような状況に対し下記の要請を行います。

#### 要請

1. 現在、パブリックコメントで寄せられた意見を整理し、各施策について関係省庁との再調整を行い、再度計画案として取りまとめを行っている最中であり、今後消費者委員会、消費者政策会議等の審議を経て 3 月末に閣議決定されると理解しております。残りわずかの日程の中で『新消費者基本計画』が国民にとって新たな 5 年間を作る希望の道しるべとなるよう最大限の努力を要請します。
2. 具体的施策部分については、消費者庁として重点省庁横断的課題を設定いただき、各省庁施策を消費者行政一元化の視点で、省庁横断的課題を中心に取りまとめていただきたい。言わずもがなであるが、福島大臣には政治的指導力を発揮されて進め

ていただきたい。要は消費者行政の司令塔としての機能を『新消費者基本計画』の中にも示していただくよう要請します。

3. 『新消費者基本計画（素案）』の抜本的改善を進められているが、仮に3月末の閣議決定までに十分な改善・進捗が見込めなければ、計画策定締め切りの延長も視野に入れるか、或いは1年後には大改定を実施することを盛り込むよう要請します。
4. 今回の『新消費者基本計画（素案）』が内容的に不十分となった理由は、時間的制約に加え、人的制約があったのではないかと推察されます。『新消費者基本計画』の策定は今消費者庁が取り組むべき最優先課題ですので、「地方消費者行政強化プラン策定本部」と同等以上のプロジェクトを置き、単に『新消費者基本計画』をまとめあげるだけでなく、『新消費者基本計画』の検証・評価・監視を継続的に実行できる体制を整備することを要請します。
5. **Consumer ADR 継続への支援について**

消費者団体では NACS が唯一の ADR 機関です。「ウィークエンドテレホン（消費者相談）」で年間 4,000 件、「電話相談何でも 110 番」で 300 件ほどの相談を受け、助言・あっせんを行います。それで解決しない案件については裁定手続きにはいり、双方の合意を得て年間で 3～5 件程度について ADR（裁定手続）を実施しております。これら一連の業務は全て NACS 会員のボランティアな活動で遂行されております。消費者相談から助言・あっせんを経て ADR までに要する資金は年間約 600 万円にもなり、この多額な費用は主に NACS 会員会費により賄われております。このたびの消費者行政充実の影のあおりを受け（相談員処遇改善）、Consumer ADR は存続の危機にさらされております。

消費者庁関連 3 法の国会審議においては、「消費者団体に対する支援の検討」が付帯決議されております。消費者被害の予防と救済の活動であるこの Consumer ADR への資金援助を含む公的支援策の早急な検討を要請します。

以上